

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業

### ②施設名等

名称：湯出光明童園

種別：児童養護施設

施設長氏名：堀 江津子

定員：50名

所在地：熊本県水俣市湯出1575

TEL：0966-68-0024

### ③実施調査日

平成26年5月15日（木）～5月16日（金）

### ④総評

#### ◇特に評価が高い点

○自然豊かで温泉のある環境の中でのアットホームな養育・支援が行われています。水俣市の奥座敷と言われる湯の鶴温泉の高台に所在し、県内で唯一の天然温泉を有する小規模施設で自然豊かな環境のもと、良好な養育・支援が行われています。

○施設の小規模化と施設機能の地域分散化が進められています。現在、施設本体は1つの小規模グループと4つのユニットホームに改変され、また、施設近くに地域小規模児童養護施設が整備され、より家庭的な環境の中できめ細やかな養育・支援が行われています。

○学校や地域との積極的な関わりが実践されています。施設職員が校区自治会の常会や地域の清掃等に参加したり、体育委員や消防団員等に就任し地域との交流が図られています。また、毎年「童園祭」を開催し、多くの市民や地域住民が訪れ、施設に対する理解を深めて貰うとともに施設の地域開放に努めています。小学校との連携については、職員がPTA副会長や体育委員を引き受け、日頃から学校の諸活動に参加するとともに、月2回程度、始業前に施設の本を持参し学校での読み聞かせの会に職員が参加するなど、子どもの状況把握に努めています。

○子どもの安全確保に対する取り組みが充実しています。施設内等におけるヒヤリハット事例については、インシデント・アクシデント報告書により多くの事例が報告されています。報告された事例については、すぐに対応するとともに、その要因等について職員会議で話し合い要因分析をし再発防止に努めています。また、事例を上半期、下半期毎に集計し、それを更に分析・評価し職員の共有化が行われています。

○給食について「楽しい食事を通して、正しい食習慣を身につけよう」という年間目標のもと、栄養指導面・衛生面・行事関係の3分野にわたる具体的計画が策定された上で、実践記録が整備されています。栄養士1名と調理員4名の協力体制の下、日々の給食作りに力が入れられています。

○年間を通じて、家庭支援専門相談員がもう一人の職員とペアになり、熊本県内各所の家庭訪問を行い、家庭訪問記録が整備されています。遠方まで出掛けるため1日3軒程度が限界ということですが、長距離の移動もいとわず、配慮の行き届いた家族支援が実践されています。

#### ◇改善が求められる点

○中・長期計画の明文化が求められます。中・長期計画は、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組みを示すもので、施設の経営や社会的養護の更なる充実等の将来像や目標を明確にするための計画です。施設の小規模化の中での養育・支援の質の向上への取り組みや、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。

○人事考課は全く行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも今後は考課基準を職員に明かし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。

○職員の就業状況や意向把握への対応体制の整備が望まれます。職員の自己評価によると、職員の悩みの相談窓口がないとの意見が出ています。職員の悩みや意向把握のための管理者等による定期的な育成面接等の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスを蓄積することなく、安心して就労できる体制を整備することが望まれます。

○運営理念についての保護者や子どもへの説明が十分とはいえません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何かの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌などを配布する等の方法で周知されることを期待します。また、子どもへの周知については担当保育士より説明がなされていますが、障害のある子どももあり、分かり易い説明資料を作成する等の工夫を期待します。

○「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査が実施されていません。また、財務状況等について、公認会計士や税理士等の専門職により指導を受ける体制もとられていません。行政監査以外の専門職から指導・助言を受ける体制を整備されることが望まれます。

○自己評価については、未だ実施されていません。今後は自己評価、第三者評価結果について、担当委員会を中心に全職員が共通認識を持てる場を設け、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらにサービスの質の向上に向けた取り組みを強化されることが期待されます。

○心理的ケアが必要とされる子どもへの対応にあたる心理療法担当職員に対してのスーパーバイザーが実施されていません。より効果的な心理的ケアを提供するためには、スーパーバイザーの存在は不可欠であると考えられますので、今後の検討課題として取り組まれることが望まれます。

○記録の保管・保存・廃棄に関する規定や子どものプライバシー保護に関する規定、子どもなどからの意見や苦情などへの対応マニュアル、被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアルといった規定やマニュアルが整備されていません。標準的なサービス提供のためにはこれらの規定やマニュアルは必須ですので早期の整備が求められます。また、記録管理の責任者やスーパーバイザーが業務分担表に明示されていませんので、担当者を任命した上での業務分担表の整備が求められます。

#### ⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

努力しているところの評価は嬉しく思います。今後の見直しについては、職員一団となり、施設、園児のために力を注いでいかなくてはと思われました。また、入職して1か月の職員もいたため、理解していない部分も多かったようです。今後、全職員に周知していくことも課題として取り組んでいこうと思います。

#### ⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、子どもを理解している。	b
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b

<p>⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○全体職員会議については平成25年度までは月1回の実施でしたが、平成26年度より月2回実施されるように変更されています。また、毎日8時半より朝礼が行われ、必要な情報を職員全員で共有する努力がなされています。</p> <p>○家庭的養護推進計画における基本方針として、地域小規模養護施設並びに小規模グループケアを推進しつつも、児童の適性に応じた中舎制的施設の併用が掲げられており、きめ細やかな養育・支援が意図されています。また、既に地域小規模児童養護施設が1ヶ所設置されており、平成30年度を目途にもう1ヶ所の設置が予定されています。</p> <p>○子ども同士が大変仲良しであり、施設内の園庭では夕方遅くまで子どもたちが遊び回り、施設での生活が充実している様子が窺えました。利用者アンケートの集計結果を見ても「施設は暮らしやすく、安心して生活できる」「施設の大人から大切にされていと感じる」といった子どもたちの肯定的な意見が大多数を占めていました。その一方で、子どもたちの基本的欲求を把握できていないという職員の意見も見られますので、職員間での情報共有が図られることが望まれます。</p> <p>○「自分のことは自分で行う」「お互いに助け合う」「ありがとうの言葉を掛け合う」といった職員による指導が日常的に行われていることは、『互いによくやまい感謝と助け合いの生活』を信条とした生活指針に則っており、かつ、『人権を尊重し個性を大切にす』という施設の療育目標達成のための実践ともなっています。</p> <p>○ユニット化に伴う人手不足感を職員のみならず施設長も感じています。定数を超えた職員の配置は容易でないことですが、現場で働く職員の意見を取り入れつつ、可能な範囲内の職員配置の充実が望まれます。</p> <p>○園の立地条件を主たる理由として、ボランティアの活用がなされていません。今後は、法人役員や地域住民等からの意見も積極的に取り入れ、各種ボランティアの積極的な活用が望まれます。</p> <p>○施設を離れた生活を体験し、外出先でのマナーや計画策定方法等を身につけるために「1日社会体験」が実施されています。平成25年度は、幼児並びに小学生を対象とした動植物園バス遠足と中高校生を対象とした飲料水工場見学が実施されました。その他「1日バス旅行」で遊園地を訪れたり、「野外体験学習」で海水浴やキャンプを行ったりして、入所児童の養育・支援の向上に積極的に取り組まれています。</p>	
(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○食事は子どもたちにとっての大きな楽しみであるため給食に力が入れられており、子どもが自分のお誕生日の希望食を自由にリクエストすることができ、子どもたちの要望が反映されやすい給食献立となっています。

○クラブ活動等によって食事時間が遅くなっても、各ホームにて電子レンジを利用して温かい食事をとることができる配慮がなされています。

○原則として、各ホームでの朝食は職員と一緒に子どもたちが準備するとともに食事の片付も行っています。また、高校生が交替で弁当作りを手伝ったり、各ホームのキッチンにおいて、栄養士の指導のもと年1回のクッキング体験が行われたりすることによって、食育の機会も設けられています。さらに、子どもたちがナイフとフォークを使って食事する機会も年数回設けられています。他方、子どもが買い物を手伝って食材の選び方を学ぶ機会や、栄養についての正しい知識を習得する機会が設けられておりませんので今後の改善が望まれます。

○毎週日曜日には入所している子どもたちが全員揃って食堂で食事することになっており、各ホームの子どもたちの交流が図られています。

○子どもたちを対象とした給食嗜好調査は年2回(春と秋)実施され、その結果は給食献立に反映されています。また、残食は殆ど見られませんが、残食記録が実施献立表にきちんと記録されています。

○そうめん流し、彼岸おはぎ作り、おせち料理作り、ひな祭り会食等の季節料理や伝統行事食に子どもたちが触れる機会が設けられており、食文化の継承にも十分配慮されています。

○衣類購入簿や物品購入簿が整備された上で、個々の子どもに応じた衣類が準備されていますが、衣服を通じて子どもが適切に自己表現できるような支援までには至っていないことが今後の検討課題となっています。

○子どもの発達段階に応じて、洗濯やアイロンがけ、補修等の衣類に関する自己管理ができるように支援がなされています。

○毎日、朝夕における居室清掃の時間が設けられ、夏休みと冬休みの年2回(8月と12月)に大掃除が実施され、施設全体の美化が図られています。

○現在、本園においては4ホームと1つの小規模グループケアにおける家庭的生活の充実が図られています。さらに、施設の社会化の観点から、地域内に一戸建て住宅を借り上げて修繕し、地域小規模児童養護施設として機能させ、小学生～高校生の男児6名が落ち着いた雰囲気の中で生活しています。今後、ファミリーホームの設置計画を策定後、本園の5ホームとも小規模グループケアへの移行が予定されており、福祉サービスのさらなる充実が期待されます。

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	b
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○平成25年4月より常勤の看護師が1名配置されたことにより、子どもたちの健康管理に常時あたることが可能となっており、職員が安心して勤務できるようになっています。施設内での薬品類の管理は看護師が行い、各ホームの子どもたちの通院記録等も整備されています。また、子どもの身体検査結果は各々の個人記録としてファイルされています。

○登校時の小学生に職員が付き添う他、通学路の安全指導や自転車で通学する高校生に対する交通ルールの指導等が職員によって行われています。

○毎日、各ホームにおいて、起床時の子どもたちの視診が徹底されています。また、内科・歯科・耳鼻科・眼科については、年1回の定期検診が実施されており、施設では3ヶ月に1回、身体測定を実施した上で個人データが記録されています。

○保健所職員を講師に招いて園内衛生管理職員研修会を実施し、感染症に対する最新の情報を職員間で共有するとともに、各ホームに必要な医薬品を備えています。また、感染症などに関する対応マニュアルとして「湯出光明童園危機対応マニュアル」が整備されています。

○医療機関とのスムーズな連携のために、各ホームの職員控室に連絡先一覧表が掲示されています。

○施設内外における危険箇所は把握されていますが、その周知が不十分であると感じている職員も見られますので、職員会議等において改めて全職員に周知するとともに、入所児童に対して注意喚起されることが望まれます。

○施設内において、CAP研修会、CAP職員ワーク、CAP子どもワーク(全3回)が実施されており、施設としての積極的な取り組みは評価できますが、年齢に応じた性教育についてのカリキュラムが整備されていないので、今後の整備が望まれます。また、外部講師を招聘しての性教育に関する園内研修の実施について検討がなされているとのことでしたが、具体的計画は策定されておりませんでしたので今後の計画策定と園内研修の充実が望まれます。

○施設内に天然温泉を設置しているため、毎年度必ず温泉レジオネラ菌の検査が実施されるとともに、委託業者による温泉清掃も行われています。

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

○シャンプーなどの日用品の購入にあたっては、可能な限り個人の好みが反映されていますが、茶碗等については個別配慮が行き届いていないものもありますので改善が望まれます。

○子どもたちの写真のストックはたくさんありますが、アルバムを所有している子どもがいる一方で、アルバムを所有していない子どもも見られます。このようなアルバム所有に関するバラつきを是正するために、現在は各ホームの職員に任せられているアルバム制作についてのマニュアル等を整備した上で、すべての子どもがアルバムを所有し、子どもが振り返りたい時にはいつでも自分のアルバムを見ることができるよう環境整備が望まれます。

○毎週日曜日、食堂での夕食後に全体会議が行われ、職員と入所している子どもたちが一堂に会して話し合いの時間が設けられています。その場において聞き取ることのできる行事等についての子どもの意見や要望が行事内容に反映されていますが、子どもが主体的に各種行事の企画並びに運営に関わることができるところまでには至っていないことが今後の検討課題となっています。

○学校のクラブ活動への入部について子ども自身の希望が尊重されており、自由にクラブ活動等に参加できる環境が整備されています。また、男子は野球やフットサルの大会に、女子はバレーボールやバドミントンの大会に参加する機会が与えられています。但し、立地条件が妨げとなって、子どもを習い事に通わせることが困難となっていますので今後の改善が望まれます。

○地域交流を促進する観点から、湯出すず虫祭り、地域交流バーベキュー、湯出地区合同体育祭、市民体育祭、童園祭、湯出紅葉祭、湯出地区どんどやといった多彩な行事が年間を通じて開催され、希望する子どもが参加することができています。

○「入所児童小遣い支給管理規定」が整備された上で、計画的な小遣いの使用等について、子どもたちが小遣い帳を用いて金銭を自己管理できるような支援がなされています。但し、一定の生活費の範囲で生活することを子どもたちが学ぶことのできるプログラムが実施されていませんので、当該プログラムの策定と実施が望まれます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○ホーム担当職員が子どもたちの学習指導にあたり、学習環境の整備に取り組まれています。かつては英語講師ボランティアの協力を得られたこともありますが、現在においては各種学習ボランティアが皆無である上に、家庭教師や学習塾等の活用もありません。立地条件を理由として、これらを活用することが非常に困難であることは理解できますが、学習能力の低い子どもへの対応ができないという現場職員の声も聞かれますので、環境整備を実現するための取り組みが望まれます。

○高校進学希望者に対しては、可能な限り子どもの希望が叶えられるような支援がなされています。また、進路選択にあたっては、子どもと十分に話し合った上で、親や学校、児童相談所等の意見も十分に聞いて連携を図り、最終的には子ども本人が進路決定しています。その成果のひとつとして、措置解除となり、退所した子どもたちが県外の寮付きの会社に就職することができており、施設の真摯な取り組み並びに効果的な支援が評価されます。

○中卒児や高校中退者に対しては、就労させながら施設入所を継続させて十分な社会経験を積みせられるような支援が理想的ですが、地元での就職先を見つけること自体が容易でないため、施設入所を継続させることも難しくなっています。これらの子どもへの対応方法が今後の検討課題となっています。

○年間を通して、地場産業やコンビニエンスストア等での現場実習に高校生を参加させています。但し、施設主体ではなく学校主体の職場実習となっていますので、今後は職場実習に対する実施規程等を作成した上で、子どもの自立支援に積極的に取り組むことが望まれます。

○退所を控えた高校生に対して、危険物取扱者等の資格取得を積極的に奨励しています。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b

②	施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア		
①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○子どもが問題行動を引き起こした場合には個別対応によって再発防止が図られており、その経過や結果については全体職員会議や朝礼にて報告され、職員間の情報共有が徹底されています。但し、すべての職員を対象として、問題行動に対する職員研修が実施されているとはいえないと感じている職員も見られますので、そのような職員間の格差が生じないような工夫が望まれます。</p> <p>○「楽しくくらすためのアンケート調査」の実施によって、学校や施設でのいじめや暴力、嫌がらせの有無の把握がなされた上で、相手の気持ちを考えてあげることの大切さを説いています。</p> <p>○各ホームにおける生活グループの構成については全体職員会議で十分に検討され、子ども同士の関係性に配慮しつつ慎重に決定されています。</p> <p>○子どもの引き取りの可否等については児童相談所との連携が不可欠ですので、施設の家庭支援専門相談員が窓口となって連絡を取り合いながら慎重に判断されています。また、緊急時に協力依頼できるように警察署との連携も図られています。なお、強引な引き取りが想定される場合には、当該児の登下校時に職員が付き添う等、危機管理マニュアルに則った対応がなされています。</p> <p>○心理的支援を行うことができる心理療法担当職員（臨床心理士）が配置されるとともに、子どもに対する相談業務を静かな環境の下で行うことができるよう配慮され、また、箱庭療法を実施できるよう環境整備された専用の部屋が用意されています。また、心理療法実施に係る申請書並びに報告書がきちんと整備されファイルされています。ケース検討会においては、心理療法担当職員が相談内容の必要部分につき発表し、職員間での情報共有が図られています。但し、児童指導員や保育士、看護師等の多職種連携という観点からは物足りなさを感じている職員も見られますので、心理療法担当職員が専門職としての力量をより発揮できるような体制の構築が望まれます。</p> <p>○個別ケースについて心理療法担当職員が相談できる元児童相談所職員がいるということですが、スーパーバイザーが行われていません。心理療法担当職員に対するスーパーバイザーを配置することは容易ではありませんが、今後の検討課題として取り組まれることが強く望まれます。</p>		

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者 評価結果
①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

○平成25年度において措置変更の実績があります。県外施設への移行もあったため、措置変更にあたってはケース検討会を開催し、児童相談所と十分に協議した上で、適切な措置変更時期並びに措置変更後の生活等が決定されています。但し、措置変更後の生活がスムーズに行われるように配慮した手順と引継文書は定められていませんので今後の整備が望まれます。

○措置変更後、子どもが相談できる施設としての担当者は家庭支援専門相談員とされていますが、そのことが業務分担表に反映されておらず、また、措置変更時に、当該児に渡すべき措置変更後の相談方法や担当者等を記載した文書が作成されていませんので改善が望まれます。

○子どもの退所に当たってケース検討会が開催され、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係諸機関と協議した上で、適切な退所時期並びに退所後の生活について検討されていますが、退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口が業務分担表等に定められていない上、退所後の記録整備も不十分となっていますので改善が望まれます。

○家庭復帰後の子どもに対しては、主として家庭支援専門相談員が電話によって子どもや保護者の状況把握に努めています。

○子どもの退所時には、進学や就職が大きな課題となりますが、退所する子どものニーズを的確に把握され、特に、県外への就職の際には社会人としてスムーズなスタートを切ることができるような自立支援が行われています。

○退所者の状況把握や退所後の子どもの支援に関する事業計画並びに事業報告が見当たりません。これらの業務を担当する職員にとっては負担が大きくなってしまいうことですが、退所後の子どもの支援方法に関する施設としての方針を定めておくことは大切ですので今後の体制整備が望まれます。

○退所者の多くが施設から遠く離れてしまうため、退所者が集まれる機会を設けることが難しい状況となっています。それでも、新園舎の落成式や成人式等の節目となるイベントの際には退所者が集い、職員や入所児童との交流が図られています。

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b



(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○平成26年度より家庭支援専門相談員が2名配置されています。そのうち1名はホーム担当の指導員を兼務していますが、もう1名は家庭支援専門相談員として独立した専門職として機能しています。

○家庭支援専門相談員が窓口となって児童相談所や家庭、市との連絡を密に行い、児童相談所の入所依頼があった段階から施設と家庭が信頼関係を構築できるよう努力されています。

○面会后や一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりが発見に努めるとともに、電話にて面会中や一時帰宅中の子どもの様子を保護者に確認しています。

○子どもに関係する学校や地域、施設等の行事予定や情報のうち、主だったものを家族に連絡しているのみですので、随時連絡することができるような体制整備が望まれます。

○面会願届や一時帰宅願届、面会記録等の書類が整備された上で、子どもの意思を尊重した面会や一時帰宅が実施されています。今後は、保護者を含めたケース検討会の定期的な実施や親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備の施設内への設置についても検討し、実現化に向けた取り組みが望まれます。

○県内外の児童相談所との連携を密に行い、ケース検討会でも十分に検討を重ね、被虐待児などの特別な配慮を必要とする子どもへの適切な対応が心掛けられています。

○家庭支援専門相談員が他の職員とペアとなって県内の各エリアに自動車で出向き、保護者への入所後の最早期の家庭訪問が実施されています。また、家庭訪問記録も整備され、関係者間の合意形成に向けた真摯な取り組みが職員間においてなされています。

○親子関係の再構築のための親子宿泊や週末帰宅が柔軟に実施されているとは言い難いですが、掃除・洗濯・食事作りなどの家事や金銭管理などの生活スキルを必要とする親へのアドバイスが適切に行われているとは言えませんので今後の改善が望まれます。

### 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者 評価結果
①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③	自立支援計画について、定期的な実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○子どもの心身や生活状況などの情報が施設が定めた統一様式に従って記録されています。アセスメントの見直しは実施されていますが、その時期並びに手順が明確に定められていないので改善が望まれます。

○アセスメントは、ホーム担当職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース検討会で合議して行われています。

○自立支援計画策定の責任者は基幹的職員(家庭支援専門相談員)とされていますが、施設の業務分担表には反映されていないので当該分担表の整備が望まれます。また、自立支援計画に沿って養育・支援が行われていることを確認する仕組みの構築が不十分ですから、その体制の見直しを通じて仕組みを有効に機能させることが求められます。

○施設職員が県内外の児童相談所を訪問するだけでなく、必要に応じて児童相談所の職員が来園することによって、療育手帳申請のための心理判定や自立支援計画の確認などが行われ、援助方針などについての綿密な打合せがなされています。

○自立支援計画には個人別に指導方針が明示されていますが、各々の自立支援目標が子どもにとっての努力目標として子どもに説明されておらず、子どもの合意と納得を得ているとはいえませんので改善が求められます。

○自立支援計画策定の際に助言が得られないために不安感を覚える職員が見られますので、基幹的職員などによるスーパービジョン体制の確立が求められます。

○年度当初に自立支援計画を策定し、年度半ばに見直しを実施しているということですが、自立支援計画見直しのための会議が確保できていないという職員の声が聞かれますので、当該計画の見直しについて、見直しを行う時期やケース検討会への参加職員、子どもや保護者の意向把握を得るための手順など、施設としての仕組みが明確に定められることが望まれます。また、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みが整備されているとはいえませんので改善が望まれます。

○自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることが記録により確認することができ、当該記録は子どもの強みや長所などについて十分に配慮されています。

○記録管理の全体について掌握する責任者が設置されていませんので、設置の上、業務分担表に反映されることが望まれます。

○各種記録の保存や廃棄に関する規程並びに情報開示を請求された場合に関する規程が未整備ですので早期の整備が望まれます。

○施設内でのLANシステムは構築されていませんが、希望する職員は事務所において種々の記録を閲覧することが可能で、職員間の情報共有が図られています。

#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設の生活指針並びに基本理念には、子どもを尊重した養育・支援の実施が明示され、各職員にも周知されています。また、子どもの尊重や基本的人権への配慮については、CAPワークショップを通じて学んだ後、全体職員会議などにおいて全職員に周知徹底されています。</p> <p>○他施設の虐待防止シンポジウムに職員が参加するほか、施設の「懲戒処分の指針」において入所児童への虐待への処分量定が詳細に規定され、被措置児童虐待防止策が十分に講じられています。</p> <p>○施設での生活が日々のプログラムに縛られていると感じている職員が見られますので、全職員が相互理解のもと、子どもと職員と一緒に施設生活を展開できるような工夫が望まれます。</p> <p>○県内外児童養護施設派遣研修や外部講師を招聘しての園内スキルアップ研修「児童養護施設におけるソーシャルワークの視点をういた支援」などの開催によって、子どもへの関わり方の質の向上が図られています。その結果として、子どもの発達などに応じて可能な限り事実を伝えることができ、事実を伝えた後に適切なフォローが行われていると肯定的に捉えている職員が多数を占めています。家族の情報を子どもに伝えることに困難を伴う場合などには、児童相談所との連携が欠かさずに行われています。</p>	

○子どものプライバシー保護については職員会議などで周知されていますが、これについての規程やマニュアルは未整備ですので早期の整備が望まれます。また、子どもの居室への立ち入りや子ども宛に届いた手紙などの開封に係る事前説明並びに本人の同意を得るための手続きが定められていませんので、これらの策定が望まれます。

○毎週日曜日の午前中に、子ども参加のもと各ホーム毎の会議が行われ、子どもの様々な意向が把握されています。現時点では、子どもたちからの要望が強い携帯電話の所有について検討されています。

○子どもや保護者の意向を把握する目的での子ども会や保護者会などへの出席は見られませんが、把握した意向についての分析・検討に当たり子ども参画のもとでの検討会議の開催も見られませんが改善が望まれます。

○施設における生活日課については、子どもたちにとってわかりやすいようにふりがなつきで一覧表が作成されていますが、子どもたちとの話し合いを通じて策定されていませんので改善が望まれます。

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○インターネット利用による施設紹介のホームページが作成されておらず開設は未定ということですが、情報開示の観点からは必須のツールと考えられますので作成・公開が望まれます。

○「ようこそ湯出光明童園へ」という冊子が作成されており、施設概要の説明や生活日課、園行事、様々なルールなどがわかりやすく説明されています。入所時には当該冊子を利用して、ホーム担当職員が子どもや保護者等に説明されています。入所時には、施設長、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、ホーム担当職員が必ず立ち会うこととなっています。

○子どもの被虐待体験や分離体験に関して施設職員が理解・配慮した上での支援・養育が心掛けられています。

○毎月最終土曜日の夕食後に誕生会が行われ、誕生日を迎えた子ども並びに職員が祝福されますが、新しく入所した子どもの紹介も行われています。

○子どもに配布された権利ノートを使用して、施設生活の中で守られる子どもの権利についての説明が職員によってわかりやすく行われています。

○CAP子どもワークを通じて、一人一人の子どもがかけがえのない大切な存在であること、自分自信を傷つけたり、貶めたりしてはいけないことを子どもたちに学ばせています。

○子どもが複数の相談方法や相談相手の中から自由に選ぶことが日曜日の全体会議において口頭で説明されています。今後は、それらの内容を文章化して子どもたちに配布することが望まれます。

○施設としての苦情解決体制を構築するとともに、保護者などに対して「苦情申出窓口設置について」が、子どもに対して「入所のみなさんへ」が配布されてその周知が図られています。

○就業規程並びに懲戒処分の指針において、具体的な例を示しつつ体罰禁止が明示されていますが、子どもなどからの意見や苦情などへの対応マニュアルは未整備ですので整備が望まれます。

○被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアルがありませんので、マニュアル整備後、これに基づいた園内研修の開催並びに子どもへの説明が望まれます。

○日常生活での指導の他、毎年養護協議会施設合同キャンプに子どもを参加させ、他者への心遣いや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援されています。但し、老人福祉施設訪問や児童養護施設間交流が実施されていないので、これらの実施を通じ、子どもたちに多くの人たちと触れ合う機会が与えられることが望まれます。

## 5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○施設での事故や感染症の発生等への対応については、施設保全管理委員会、ヒヤリハット委員・環境整備委員を任命し、それらの職員を中心に対応が行われています。具体的な対応としては、「湯出光明童園危機対応マニュアル」で決められたフローチャートにより対応しています。施設への不審者の侵入等に対しても上記マニュアルによる対応が決められています。なお、不審者の侵入を想定した実地訓練が実施されていません。警察署職員等を招き、よりリアルな全職員参加による実地訓練を実施し、職員の対応についての共通認識を図ることも望まれます。また、職員の自己評価によると、マニュアル等の内容や存在を理解していない職員が見受けられましたので、職員研修会等で更に周知されることが求められます。

○災害時の対応については、「湯出光明童園災害対策要綱」が整備され、毎月の防火避難訓練を実施し子どもの生命安全確保に努めています。また、施設は住民自治会に加入し、職員が地域の消防団にも加入し活動しており、種々の協力が得られやすい環境を作っています。地域の消防団とは毎年、交流会を実施しており、施設での災害時には、地域の住民や関係者の必要な協力が得られるよう努力されています。

○ヒヤリハット事例については、その都度、インシデント・アクシデント報告書を提出させ、すぐに対応するとともに、その原因等について職員会議で話し合い要因を分析し再発防止に努めています。また、事例を上半期、下半期毎に集計し、事例を分析・評価をし、それについての職員の共有化も行われています。

○施設内の建物設備等の点検や施設内外の危険箇所等の把握については、月1回、環境整備委員により定期的に行われています。点検記録について点検日付がない等の不備が見られましたの改善されることが望まれます。

## 6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	c
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○児童相談所や学校との積極的な連携が実践されています。各児童相談所とは定期的な訪問等により子どもや家族の情報を相互に提供し、情報の共有化に努めています。

○小学校との連携については、職員がPTA副会長や体育委員等を引き受け、日頃から学校の諸活動に参加するとともに、月2回程度、始業前に施設の本を持参し学校の読み聞かせの会に参加するなどして子どもの状況を把握しています。また、小・中学校とは家庭訪問の時期に校長以下、関係教師が来園され「情報交換連絡会」が毎年開催され、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの学校等での生活状況や課題が共有されています。

○施設職員が地域の自治会の常会や地域の清掃等の行事に積極的に参加したり、体育委員に就任するなどして地域との交流が図られています。また、毎年10月頃に「童園祭」を開催し、市報等で周知し多くの地域住民、市民への参加を呼び掛けています。その際には、園内見学や各種イベントに参加して貰い、施設と地域住民と子どもとの交流を図り、施設に対する理解を深めて貰うとともに、施設の地域開放にも努めています。夏には地域消防団、自治会役員、婦人会、民生委員、施設への協力団体「ムツゴロウ会」等を招待したバーベキュー会も開催されている。入所児以外の子どもは原則、施設の居室内に入れませんが、これは施設の地域との交流という観点から見直しが求められます。

○施設機能の地域への開放については、心理職員が市の三歳児検診や高校のいじめ対策会議へ参加し協力をしています。ただ、地域の子育て支援等については、過疎地で子ども自体が少なくニーズがないということですが、子どもに限らず高齢者等の課題に対しても老人クラブや民生委員等の意見を聞き、取り組まれることを期待します。

○行事等へのボランティアの受け入れが全く行われていません。ただ、調査の中では園内の補修や花壇の手入れ等をやって貰うこともあるとの話もあり、そのような方をボランティアとして登録するために、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを整備されることが必要と思われます。職員参画のもとに窓口担当者等を定めたマニュアルを策定し、ボランティアの受け入れ体制を整備されることが望まれます。

○地域支援については、過疎地で子どもが少なく子育てに関するニーズがないということですが、前述した通り、高齢者や障害者等の子ども以外のニーズを市役所や自治会、学校等と協議し把握して、施設が有する専門性を生かした活動をする等の工夫が望まれます。

## 7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○事業計画で「施設内職員研修」が掲げられ、定期的な職員研修が実施されていることは評価できますが、今のところ、職員一人一人についての個別の研修計画がありません。今後の更なる施設の小規模化や地域解放化等に対応できる人材の育成のため、職員一人一人の知識や技術水準を具体的に把握したうえで、職員個別の研修計画を策定され、必要な人材育成に取り組まれることが望まれます。</p> <p>○職員研修会の実施についての計画性に於いて課題が感じられます。次年度の事業計画の策定の際に、職員研修についても当該年度の研修テーマ等の年間計画を策定し、研修を計画的に実施していく必要がありますが、そのようなプロセスがありません。研修の実施については、当該年度の施設の基本方針に沿ったテーマについて職員会議等で協議・決定したものを実施し、その研修成果の評価・見直しを行い、次年度の研修計画に反映させる取り組みが望まれます。また、職員の自己評価によると、一部職員の中で職員研修の意義等を理解していない状況が見られます。職員会議等の機会を利用し、徹底した理解が得られるような取組についても期待します。</p> <p>○スーパービジョン体制については、研修については計画的に実施されていますが、職員の日々の援助技術等についての支援についてはやや不足しているように感じられます。職員の自己評価によると、「相談窓口となる基幹職員がいない」「職員それぞれの方針や感性でやっていると感じている」といった意見もあり、施設長や基幹的職員等へいつでも相談できる体制を整備し、そのことを職員会議等で周知する必要が感じられます。</p>		

## 8 施設の運営

		第三者 評価結果
(1)	運営理念、基本方針の確立と周知	
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2)	中・長期的なビジョンと計画の策定	
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○施設の運営理念については、児童憲章の前文を根本理念として、パンフレットや事業計画書に明示されています。職員に対しては年度当初の職員会議において施設長より事業計画書を配布し周知が行われています。ただ、運営理念と基本方針との関連性や整合性が事業計画書では分かりにくい記述になっています。運営理念を実現するために基本方針が定められていることが理解できるような体系で明文化されることを期待します。なお、職員の自己評価によると、一部職員に運営理念や基本方針の理解が不十分な状況が見られますので、運営理念は職員の行動規範となるものであることから、職員会議や研修等の機会を利用し、職員間での共通認識を図るための取り組みが求められます。

○運営理念についての保護者や子どもへの説明についてはほとんど行なわれていません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌などを配布する等の方法で周知されることを期待します。また、子どもへの周知についても年度当初や機会あるごとに説明をすることが望まれます。なお、障害を持つ子どもについては、分かり易い説明資料を作成する等の工夫が求められます。

○中・長期計画は策定されていません。中・長期計画は、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組みを示すもので、施設の経営や社会的養護の更なる充実等の将来像や目標を明確にするための計画です。施設では「家庭的養護推進計画」により、社会的養護の将来像に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が計画されていますので、これを土台として中・長期計画を策定されることを期待します。なお、計画には施設の小規模化の中で養育・支援の質の向上への取り組みや、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b



(4) 経営状況の把握		
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。		b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。		b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。		c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上などについても施設長として積極的に取り組む姿勢が伺われます。全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況、情報を把握し職員へ周知しています。また、施設の小規模化と施設機能の地域分散化についても取り組まれています。</p> <p>○ケース記録等の業務の改善や効率化について、職員の自己評価によると「業務の効率化はできていない」という意見があります。施設長は職員と業務についての課題や改善案を話し合い改善されることを期待します。</p> <p>○「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査については実施されていません。また、財務状況、施設経営や労務管理等について、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門職より指導を受ける体制も採られていません。行政監査以外に専門家との顧問契約等により、指導・助言を受ける体制を整備されてことが望まれます。なお、今後は定期的な外部監査を受けることが望まれます。</p>		
(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。		b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。		c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。		c
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。		b
<p>(6) 実習生の受入れ</p> <p>① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。</p>		
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○職員に対する福利厚生については、職員レクレーションや視察研修等を実施し職員の心身の健康に配慮されていますが、更なる職員処遇の充実のために、福利厚生センターへの加入等の検討が望まれます。</p> <p>○職員の自己評価によると、勤務体制や時間外労働等に関する悩みが寄せられています。これは管理者等との意思の疎通が少ないこともその要因として考えられます。職員の悩みや意向を把握するための管理者による定期面接の実施や相談窓口の設置により、職員の日々のストレスが蓄積せず安心して就労できる体制の整備が望まれます。</p> <p>○人事考課は全く行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。</p> <p>○実習生受け入れについては、実習指導者を養成し、窓口担当者も決め手順に沿って受け入れがなされていますが、明文化した受け入れマニュアルがありません。実習生の受け入れに関する意義・方針等を明文化し、事前説明等の具体的な内容が記載されたマニュアルを整備されたうえでの受け入れが望まれます。</p>		
(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるように仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		b

(8) 評価と改善の取組

① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	c
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

○養育・支援の標準的な実施方法については、標準的なマニュアルはなく、「毎日の生活の日課表」「生活指導目標」等により指導目標や標準的な日課表が定められ、職員はその日課表等に基づき一日の支援を行っています。また、施設を退所前の子どもに施設で長く生活をしてきた状況についてのアンケートを取り、子どもへの養育・支援の振り返りを行っていることは評価できるものであります。

なお、今後の施設の小規模ケア等に対応するためには、例えば幼児用、小学生用、中高校生用等といった更に細かな養育支援マニュアルの整備と定期的な検証と見直しが望まれます。

○自己評価については、実施されていません。今後は自己評価、第三者評価結果について、担当委員会を中心に全職員が共通認識を持てる場を設け、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらにサービスの質の向上に向けた取り組みを強化されることが期待されます。